

知っておきたい税の知識

～扶養控除・配偶者控除とは？～

確定申告の時に、所得から控除できるものとして「扶養控除」や「配偶者控除」があります。それぞれどのようなものなのか、学んでいきましょう。

扶養控除とは

扶養している親族がいる場合に、一定の要件に当てはまれば、受けることができる控除のことです。控除額は扶養親族の年齢などにより異なります。

▶対象となる扶養親族(令和6年12月31日現在、以下のすべてに当てはまる人)

- ・配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）
- ・納税者と生計を一にしている
- ・年間の合計所得金額が48万円以下
- ・青色や白色の事業専従者になっていない
- ・ほかの人の扶養親族や同一生計配偶者になっていない

合計所得 48万円以下の年収の例

- 給与・アルバイト・パート収入のみの場合
…年収 **103万円以下**
- 公的年金収入のみで65歳以上の場合
…**158万円以下**



健康保険の扶養とは異なります。詳しくは健康保険の運営主体にお問い合わせください。

配偶者控除とは

結婚して配偶者がいる人が受けることができる控除のことです。控除額は、納税者本人と配偶者それぞれの合計所得額により異なります。

▶対象となる配偶者(令和6年12月31日現在、以下のすべてに当てはまる人)

- ・納税者と生計を一にしている
- ・青色や白色の事業専従者になっていない
- ・ほかの人の扶養親族になっていない
- ・年間の合計所得金額が下表の範囲内

控除の種類	合計所得金額
配偶者控除	48万円以下
配偶者特別控除	48万円超～133万円以下

※納税者の合計所得が1,000万円を超える場合は受けられません。
※配偶者特別控除は夫婦双方で受けることはできません。

控除額は所得税と住民税で異なる

例えば同じ「扶養控除」であっても、所得税と住民税の計算で、控除額はそれぞれ異なります（対象となる要件は同じ）。控除額の詳細は、国税庁（所得税）および伊達市（住民税）のホームページでご確認ください。

▶所得税（国税庁 HP）



扶養控除



配偶者控除



配偶者特別控除

▶住民税（伊達市 HP）



所得控除の種類

扶養のお話は 家族内でご相談を

扶養される人（被扶養者）は、いずれか1人の扶養にしか入れません。例えば、離れて暮らす親に、兄弟姉妹で生活費を送っているような場合でも、扶養控除を受けられるのは、この中の1人だけです。家族の中でよく相談してください。



扶養が重複していた場合、一方の扶養を外すことになります。控除がなくなる分、所得税や住民税の税額が上がることがありますので、ご注意ください。

確定申告の準備はお早めに

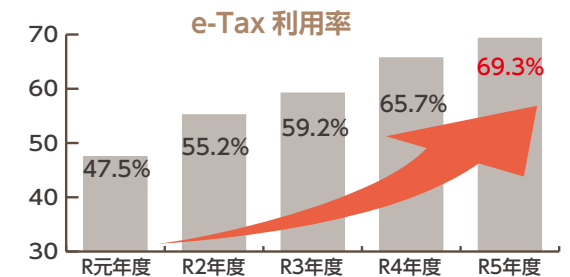
～いいこと、たくさん!「e-Tax」を始めよう～



問 税務課市民税係 ☎ 575-1138

約7割の人が利用、e-Tax とは？

インターネットを利用して申告や納税などが行えるシステムです。自分で簡単に確定申告ができるため、年々利用者が増加しています。



e-Tax のメリット

税 務 署
に
行
く
必
要
が
な
い!

待 ち 時 間
が ない!

添 付 書 類 が
い ら ない!
※一部を除く

申 告 期 間 中
は 24 時 間
利 用 で き る

書 面 より も
早 く 還 付 が
受 け ら れ る

e-Tax 申告の例

- ・医療費控除や寄付金控除の適用
- ・住宅ローン控除の適用
- ・勤務先が変わって確定申告が必要な場合
- ・農業や営業、不動産等の事業所得



給与所得者のAさん

年末調整では医療費控除や寄付金控除が受けられないので、確定申告をします!

e-Tax に必要なもの

スマホ …マイナンバーカード、マイナンバーカードを読み取るスマホ
パソコン …マイナンバーカード、ICカードリーダライタ（スマホで代用も可能）
※マイナポータルアプリのインストールが必要です。
※マイナンバーカードがない場合でも、税務署で「ID・パスワード」登録をするとe-Taxを利用できます。



国税庁 HP

「確定申告書等作成コーナー」

画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、書類の作成や送信（提出）ができます。マイナンバーカードやID・パスワードを持っていない人も利用できます。作成後、印刷して福島税務署に提出してください。



申告書作成
コーナー

お問い合わせ

お問合せ先	電話番号	受付時間	内容
e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク	☎ 0570-01-5901 (ナビダイヤル)	9:00～17:00 (土日祝、12/29～1/3を除く)	e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関する質問
マイナンバー 総合フリーダイヤル	☎ 0120-95-0178 (音声ガイダンスに従い1番を選択)	平日 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30 (12/29～1/3を除く)	マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問
福島税務署	☎ 534-3121 (音声ガイダンスに従い1番を選択)	8:30～17:00 (土日祝、12/29～1/3を除く)	申告書などの作成、記載内容の相談など